

第
1996
号

READAS
リーダーズクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダーズクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月26日 火曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 事業主の日当

Q : 私は個人で婦人服の小売業を営んでいますが、事業主である私の出張に際しての日当は、必要経費になりますか。

A : その日当自体を直接必要経費に算入することはできません。

【解説】

従業員に支給する旅費や日当は、その従業員の所得の計算上、非課税とされる場合であっても、また、給与所得等として課税対象とされる場合であっても、いずれも業務目的の遂行上事業主が支出する費用に変わりはありませんので、事業主の所得計算においては必要経費に算入されることになります。

しかし、事業主に支出した旅費や日当の場合には、鉄道運賃や宿泊費などの実費はともかく、どのような支給基準を定めていても、日当そのものは必要経費にはなりません。事業主自身が給料の支払いを受けて、これを必要経費に算入することは認められていませんので、仮に日当という名目で金銭を受け取ったとしても、出張先でそれを実際に何に使ったかによって、必要経費算入の是非や経費科目を判断することになります。例えば、その日当で、得意先を接待したのであれば接待交際費として必要経費に算入できますが、家族や友人にお土産を買ったような場合には、これは事業主自身の生活費となりますから、必要経費には算入できません。

このように、事業主の日当は、その日当自体を直接必要経費に算入することはできません。その用途ごとに判断することになります。

